平成２１年（フ）第２２号
秋田県大仙市大曲西根字仁応治54番地の２
破産者　有限会社品川建設興業
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第１８７号
山形県天童市乱川３丁目６番18号
破産者　有限会社国土システム物流
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４０１号
山形市蔵王温泉三度川219番地の１
破産者　株式会社ゾンネ・エンタープライズ
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５２３号
山形県天童市大字山元字藤田999番地の３
破産者　株式会社山口工務店
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５４号
東京都武蔵村山市残堀５丁目68番地の１、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市残堀４丁目70番地の12
破産者　寶川　玄海
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５５号
東京都武蔵村山市残堀５丁目68番地の１、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市残堀４丁目70番地の12
破産者　寶川美佐代
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第８２５号
神奈川県相模原市東林間５丁目３番９号
破産者　株式会社ジャムアンドスタッフ
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８９号
横浜市中区住吉町３丁目31番地
破産者　有限会社角平寿司
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第３２７号
富山県高岡市姫野463番地７
破産者　西原利昌こと　韓　　信仲
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第８１１８号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目３番24号
破産者　清文社印刷株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２３４号
大阪市西区北堀江１丁目１番23号
破産者　小松株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５３０号
大阪市中央区内久宝寺町３－４－11－４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地奈良市学園大和町６丁目708番地の１－426号
破産者　株式会社ＦＧＰ（旧商号有限会社ＦＧＰ）
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８７３号
大阪府八尾市太子堂１丁目１番30号
破産者　株式会社オオモリ
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９２号
大阪府門真市下島頭163番地の１
破産者　株式会社木の巣
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００号
大阪市淀川区塚本１丁目19番10号
破産者　株式会社大徳建設
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１号
大阪府八尾市末広町２丁目４番１号
破産者　株式会社光本建設
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８１５号
大阪府茨木市新郡山２丁目２番40号
破産者　株式会社吉房酒店
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２３号
大阪市東住吉区湯里１丁目７番25号
破産者　木村建設株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６６号
大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号　新大阪センイシティ208街
破産者　岡山被服株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０１８号
大阪府和泉市いぶき野４丁目３番２－1101、商業登記簿上の本店所在地堺市南区稲葉２丁3077番地の１
破産者　有限会社上吉野
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
兵庫県尼崎市名神町２丁目19番22号－３Ｆ
破産者　株式会社光星
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
鳥取県倉吉市みどり町3174番地14
破産者　有限会社ナカノソーイング
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部